

## 第12回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日（金）午後1時30分から午後2時02分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史
会長職務代理者	1番	前谷 篤
委員	2番	角丸 章
	4番	大原 瞳生
	6番	渡邊 勝郎
	8番	井上 善博
	10番	高橋 宏吉
	12番	菊地 匡
		3番 猿渡 万里子
		5番 片桐 幸示
		7番 渡部 延三
		9番 竹田 安宏
		11番 谷口 秀夫

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農地利用の最適化の推進に関する指針の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 12 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、9 番の竹田安宏委員、10 番の高橋宏吉委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。

農業者年金に関する申請等が 3 件ございます。まず 1 件目は、農業者老齢年金裁定請求で、これは旧制度に基づくものですが、[REDACTED]  
[REDACTED] より、5 月 24 日に申出がありました。

2 件目も老齢年金の裁定請求ですが、こちらは新制度の老齢年金で、1 件目と同じく [REDACTED] から 5 月 24 日に申出がありました。[REDACTED] は旧制度の時代から加入し、新制度でも加入していましたので、両方を請求することができます。

3 件目は農業者年金死亡関係届の提出です。5 月 23 日に [REDACTED]  
[REDACTED] が亡くなられたことに伴い、配偶者である [REDACTED] より届出がありました。

以上 3 件は専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 全員 会長 全員 会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

会長 質問がないようですので、本件を承認することとしてよろしいですか。異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

会長 続きまして、報告第 2 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明します。

会長 今回は「[REDACTED]」の 1 件です。別添 1 の「農地所有適格法人要件確認書」で確認したいと思います。

会長 上の方から見ていきますと、経営面積は田が 10.1ha、畠が 1.7ha、次の段の法人形態は株式会社であり、農地法に定める要件を満たしています。次の事業の種類や売上高については、米・きゅうりを中心農産物の加工・調理も含めて全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業による、という要件も満たしています。次に構成員数についてですが、議決権を持つ構成員は 1 人で、その 1 人が農業の常時従事者となっていますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件も満たしています。最後に、裏面の業務執行役員数についてです。こちらも 1 人の役員が農作業に常時従事していますので、役員の過半が農業の常時従事者である要件も満たしています。以上のとおり、「[REDACTED]」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しました。以上です。

会長 只今、報告第 2 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

会長 質問がないようですので、本件を承認することとしてよろしいですか。異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続いて議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」まず1番から3番まで、事務局より説明願います。

事務局

それでは、1番から3番までをご説明いたします。

この3件はいずれも都市計画区域内の農地ですから農地の区分は第3種農地で、これを転用して一般住宅を建てようとするものです。

まず1番ですが、土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は、吉野1条南7丁目15番1、地目は公簿が田で現況が畠、面積322m<sup>2</sup>の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、駐車スペース、庭などの建設のためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第1種中高層住居専用地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第1号図に示しているとおりで、法律関係は売買です。

転用計画の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金計画は事業費約[REDACTED]の全額を金融機関からの借入金で対応することとしています。

次に2番です。土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は、晴見4条北10丁目192番36、地目は公簿・現況とも畠、面積330m<sup>2</sup>の1筆です。

転用の目的は一般住宅などの建設であり、農地の区分は第1種低層住居専用地域のため第3種農地、図面は第2号図のとおり、法律関係は売買です。

転用の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金は事業費約

[REDACTED]を全額借入金で対応することとしています。

次に3番です。土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は、吉野1条南8丁目5番57、地目は公簿・現況とも畠、面積288m<sup>2</sup>の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟などの建設のため、農地の区分は第1種中高層住居専用地域ですから第3種農地、図面は第1号図に示しているとおり、法律関係は売買です。

転用の内容についてですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金は事業費約[REDACTED]を全額借入金で対応することとしています。

以上3件に関する農地法第5条の審査は、別添2から別添4にまとめているとおりです。3件とも、立地基準では原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても事業実施の確実性等に特段問題はありませんので、許可相当と認められます。

以上、1番から3番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の1番から3番までの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、質問・意見がないようですので、只今の3件は許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続いて、議案第1号の4番から6番まで、事務局より説明願います。

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

4番から6番までの3件も全て都市計画区域内の農地ですから第3種農地となります。転用の目的がそれぞれ異なっております。

まず4番ですが、土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は

、土地の表示

は、吉野3条南5丁目157番、地目は公簿・現況とも畠、面積178m<sup>2</sup>、以下記載のとおりの合計2筆で、454m<sup>2</sup>です。

転用の目的は、コインランドリーと共に伴う駐車スペースや雪堆積場を建設するものです。農地の区分は、この454m<sup>2</sup>の中に3つの用途が指定されていて、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種住居地域ですが、いずれも都市計画の用途ですから農地の区分としては第3種農地となります。図面は第3号図に示しているとおりで、法律関係は売買です。

転用計画の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金計画は事業費の全額を金融機関から借り入れることとしています。

ここで、少し図面を見て補足説明をしたいと思いますので、第3号図をご覧いただきたいと思います。砂川高校、砂川中学校がありまして、以前はローソンが有った土地の東側の向かいが申請地です。今回の申請は158番2と157番で、合わせると太枠で囲っているL字型になっていますが、角地の156番1も含めてコインランドリーなどを建てる計画となっています。ただ、156番1は地目が「宅地」となっています。農地法第5条の転用許可是要らない土地ですので、農地法の申請には出てこないということになります。

では、戻りまして、次に5番です。土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は

、土

地の表示は、西1条北17丁目48番2、地目は公簿が田で現況は畠、面積1,782m<sup>2</sup>の1筆です。

転用の目的についてですが、は土木工事や造園工事などをを行う会社で、本社は記載のとおり札幌市内にあります。砂川市内にも会社の事務所や駐車場、緑地帯などを建設する計画です。農地の区分は準住居地域のため第3種農地、図面は第4号図のとおり、法律関係は売買です。

転用期間は許可があり次第、永年、資金は事業費約を全額、預金で対応することとしています。

次に6番ですが、これは5番の土地に隣接している農地が対象となります。

土地所有者・譲渡人は、5番と同じ、転用計画者・譲受人は

、土地の表示は、

西1条北17丁目48番46、地目は公簿が田で現況は畠、面積155m<sup>2</sup>の1筆です。

転用の目的は、雪捨て場として利用したいとのことで、農地の区分は準住居地域ですから第3種農地、図面は第4号図のとおり、法律関係は売買です。

転用の内容ですが、転用期間は許可があり次第、永年、資金は事業費を全額預金で対応することとしています。

以上3件に関する農地法第5条の審査は、別添5から別添7にまとめているとおりです。3件とも、立地基準では原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても事業実施の確実性等に特段問題がないことから、許可相当と認められます。

以上、4番から6番までの説明をいたします。よろしくお願いいたします。

只今、議案第1号の4番から6番までの説明がありました。ご質問・ご意

会長

見等ございませんか。

渡部委員会長　はい。

渡部委員会長　はい、渡部委員。

事務局より回答願います。

特に関係は聞いていません。

事務所を建てる時に、隣が雪捨て場って分かっているの。

事務局より回答願います。

今回のこの申請は、実は初めに事務所を建てる方からお話しがあって、隣の [REDACTED] が、それならば雪捨て場にしたいと言うことで、1筆だったものを分筆しています。ですので、お互いに理解していると思われます。

渡部委員、よろしいですか。

はい。

他に何かご質問等ございませんか。

6番の [REDACTED] はどういう方なんですか。例えば、エネオスが近くにあるので、エネオスの経営者とか。

申請書に詳しく書くことにはなっていないのですが [REDACTED] となっています。これは個人情報ですが。それ以外のこととは分かりません。

よろしいですか。

はい、分かりました。

その他に何かございませんか。

なし。

質問がないようですので、質問・意見がないようですので、只今の3件は許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続いて、続いて、議案第2号「農地利用の最適化の推進に関する指針の決定について」事務局より説明願います。

それでは、議案第2号をご説明し、審議を求めます。

別紙1をご覧いただきたいと思います。2頁物の資料です。

<別紙1に沿って説明>

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

なし。

特に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

2. 令和3年度第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）

- ・7月26日（月）、定例総会終了後に開催します。

3. 農地法第5条の規定による許可の取消の決定（事務局）

(1) 取消願が提出されていた案件

- |         |  |
|---------|--|
| ・審議日    | 令和3年4月23日  |
| ・許可日    | 令和3年5月6日   |
| ・取消願提出日 | 令和3年5月17日  |
| ・所在地    | 空知太西2条5丁目68番86（280m <sup>2</sup> ）<br>[REDACTED] |
| ・農地所有者  | [REDACTED]                                       |
| ・転用計画者  | [REDACTED]                                       |
| ・転用目的   | 一般住宅1棟、駐車スペース、庭等の建設                              |

(2) 取消の決定

令和3年6月14日、北海道は当該取消願が適當かつやむをえないと認め、取消を決定した。

4. 農地法第5条の規定による転用事業の完了（事務局）

(1) 完了した案件

- |        |   |
|--------|---|
| ・審議日   | 令和2年4月23日   |
| ・許可日   | 令和2年6月5日  |
| ・所在地   | 西豊沼178番1の内 外3筆（32,371m <sup>2</sup> ）<br>[REDACTED]<br>[REDACTED] |
| ・農地所有者 | [REDACTED]  |
| ・転用事業者 | [REDACTED]  |
| ・転用目的  | 耕地改良のための砂利採取  |

(2) 完了

令和3年6月21日、事業者より同18日に転用事業が完了した旨の報告があった。

5. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、6月分を事務局に提出してください。

6. 協議会報告（協議会長）

・監査及び令和2年度第2回役員会

役員の日程を調整し、次回の定例総会までに開催します。

・令和3年度第1回総会

7月26日（月）、令和3年度第1回農地銀行理事会終了後に開催します。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、全体を通して何かございませんか。

なし。

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は7月26日、月曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員